

13 工場、研究所及び有料老人ホームに従事する者の社宅及び寮

申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。

- 1 予定建築物の用途及び規模は、次の各号のいずれかによるものとする。
 - (1) 都市計画法第34条第14号及び平成18年法律第46号により改正された同法の施行前の同法第34条第10号イ及びロ並びに同法施行令第36条第1項第3号ホにより開発審査会の議を経て許可されたもの、若しくは都市計画法第34条第14号及び同法施行令第36条第1項第3号ホにより許可されるものとして取扱われる有料老人ホーム
 - (2) 従前から市街化調整区域に存する工場、研究所（5ヘクタール以上）又は有料老人ホーム
- 2 上記(1)～(2)において業務に従事する者の社宅及び寮について次の事項に該当するもの。
 - (1) 事業の計画書等により当該土地に立地することがやむを得ないと認められること。
 - (2) 立地については、原則として当該工場、研究所及び有料老人ホームの開発区域内に設置されるものであること。ただし、地形等により同一区域内に立地することができない等やむを得ないと認められる場合で、かつ隣接地若しくは近接する既存集落内に設置されるものにあつては、この限りでない。
 - (3) 規模については、事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案して適切であること。
 - (4) 申請に係る土地は、農地法に基づく農地転用が見込まれない農用地及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づく農業振興地域内の農用地を含む土地でないこと。
 - (5) 管理は事業者が行い、管理人等が設置され適切に管理運営されること。
 - (6) 原則として共同住宅方式として戸建の住宅でないこと。

留意事項

- 一 「地形等」とは、敷地面積及び敷地形状を含むものとする。
- 二 「近接」とは、開発許可を受けた区域からおおむね500メートル以内とする
- 三 留意事項二の「おおむね」とは10パーセントを限度とする。
- 四 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。

(平成19年11月30日・一部改正)

(令和2年4月1日・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この基準13は、令和2年4月1日から施行する。